

有床診療所における在宅復帰機能強化加算の新設

骨子【I-1 (3)】

第1 基本的な考え方

高い在宅復帰機能を有する有床診療所に対する評価を充実させる。

第2 具体的な内容

1. 有床診療所入院基本料に在宅復帰機能強化加算を設ける。

(新) 有床診療所在宅復帰機能強化加算 5点 (1日につき)

[算定要件]

入院から 15 日以降であること。

[施設基準]

- (1) 有床診療所入院基本料 1、2 又は 3 を届け出ている保険医療機関であること。
- (2) 次のいずれにも適合すること
 - ① 直近 6 か月間に退院した患者の在宅復帰率が 7 割以上である。
 - ② 在宅に退院した患者の退院後 1 月以内に、当該保険医療機関の職員が当該患者の居宅を訪問することにより、又は当該保険医療機関が在宅療養を担当する保険医療機関から情報提供を受けることにより、当該患者の在宅における生活が 1 月以上継続する見込みであることを確認し、記録している。
- (3) 平均在院日数が 60 日以下である。

2. 有床診療所療養病床入院基本料に在宅復帰機能強化加算を設ける。

(新) 有床診療所療養病床在宅復帰機能強化加算 10点(1日につき)

[施設基準]

(1) 次のいずれにも適合すること

- ① 直近6か月間に退院した患者の在宅復帰率が5割以上であること。
- ② 在宅に退院した患者の退院後1月以内に、当該保険医療機関の職員が当該患者の居宅を訪問することにより、又は当該保険医療機関が在宅療養を担当する保険医療機関から情報提供を受けることにより、当該患者の在宅における生活が1月以上（医療区分3の患者については14日以上）継続する見込みであることを確認し、記録している。

(2) 平均在院日数が365日以下である。